

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成（1）

——フランスの一九六七年八月一七日オルドナンスをめぐって——

奥 島 孝 康

- 一 序 説
- 二 フランスの参加制度の形成過程
- 三 参加令の基本的性格
- 四 参加令の法的構造（以下次号）
- 五 参加令の会社法におよぼす影響
- 六 従業員参加の法的構成
- 七 結 語

一 序 説

近時、わが国においても、従業員持株制度を採用する会社が、次第にその数を増してきていることは周知の事実である。⁽¹⁾ しかも、そこではほぼ昭和四三年を転機として、従業員持株制度が、労務対策とか安定株主工作とかといういわば企業防衛策の見地から積極的に労働者の財産形成策の見地へと、その利用形態を移行させてこようとしている点

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成（1）

⁽²⁾は、以下で検討を予定する本稿の視点からは、重要な意味をもっている。しかも、こうした傾向は、ひとりわが国のみにとどまらず、最近では、アメリカ、西ドイツ、フランスその他においても同様に見られる現象であるように思われる。

しかし、従業員持株制度は、広義での従業員「参加」の一つの手段ないし形態にすぎない。すなわち、参加の態様には、大別して、とりわけ西ドイツの一九五一年の共同決定法および一九五二年の経営組織法にその典型をみる「経営参加」と、とりわけ本稿で考察の対象となるフランスの参加令に典型的にみられるような「利益参加」とがありうるからである。そして、これらはいずれも、従業員をその企業の「経営」または「利益」に参加させるものであって、従来の会社法の体系にまったく異質の要素をもちこむものである点で、理論上、きわめて重要な意味をもつものであることはいうまでもない。この点につき、デットレーフ・F・ヴァッツは、ドイツの経験をふまえて、「かくて、会社の改革者は、労働者を、まず、取締役の信任義務の対象とみなし、ついで、おそらく経営者の業務執行を監督するにつき発言権を有すべき構成員の一部 (part of the constituency) とみなすにいたった」と述べ、会社構成員の拡大を指摘しているのが注目される。⁽⁴⁾ こうした立法上における会社構成員の拡大現象は既存の会社法体系の崩壊につながる理論上の問題提起が含まれていることを示している。⁽⁵⁾

ところで、右に述べた問題は、最近のフランスの立法にも現われている。すなわち、フランスにおいては一九四六年の第四共和国憲法の前文で企業経営に対する労働者の参加が唱われて以来、後に検討するいくつかの立法上の試みをへて、現在、一九六七年八月一七日のオールドナンスにより、企業成長の成果に対する従業員の参加が、従業員数一

○人を超えるすべての企業に強制されるという画期的立法が実施されている。

本稿は、その考察の中心を、右のフランスにおける試みにおき、従業員の「利益参加」制度のもつ社会政策的意義（主として労働法的側面）ならびに経済政策的意義（主として税法的側面）を明らかにしつつ、それが従来の会社法体系にとつていかなる意味をもち、またいかなる展望を開くかについて理論的かつ立法論的な考察を加える意図のもとに、当面、そのささやかな準備作業を行なおうと試みるものであるにすぎない。⁽⁶⁾

検討の対象として採り上げるフランスの「企業成長の成果に対する従業員の参加に関する一九六七年八月一七日オールドナンス第六七—六九三号」⁽⁷⁾は、以下において「参加令」と略称し、同様に、その施行令たる「企業成長の成果に対する従業員の参加に関する一九六七年八月一七日オールドナンス第六七—六九三号の適用条件を定める一九六七年一月一九日デクレ第六七—一一二二号」⁽⁸⁾を「参加令施行令」と略称することにする。

(1) 昭和四三年後半から、上場会社間では月掛投資方式を骨子とする従業員持株制度が急速に普及してきており、推定では全国の上場会社約一、五〇〇社中四〇〇社（約二七％）以上が、ここ二、三年間に月掛投資方式の従業員持株制度の実施に踏み切ったといわれている（河本¹¹木下¹²清水¹³勅使河原¹⁴御影¹⁵多田¹⁶・従業員持株制度のすべて（別冊商事法務研究11）（昭四五）一九—二〇頁参照）。

(2) 河本他・前掲書二〇頁参照。なお、こうした従業員持株制度の目的について、簡単には、奥島「従業員持株制」田中誠二編集・株式会社法辞典（昭四五）五〇六頁参照。

(3) これについては、二神恭一・西ドイツ企業論—労使共同決定制の実態—（昭四六）が詳細である。

(4) Detlev F. Vagts, Reforming the "modern" corporation: Perspectives from the German, 80 Harvard Law Review 64—65 (1966). (矢沢悼訳・「現代的な」会社の改革二五頁参照)。ウマッツは、¹⁷をひきつけて、「株主だけの団体としての企業利益に対する従業員「参加」の法的構成（1）」

社の観念が、内部構成員としての従業員の加入によってひとたび破壊されてしまったからには、理論家は、自然に、他の集団もまた会社構成員として認められるべきではないのかを検討し始める。供給者、顧客、販売業者および地域社会のすべてが、構成員としての検討の対象となる。事実、これらの者を構成員に含めることは、労働者と経営者とが一緒になって会社の意思決定についてあまりにも狭い観点に立ち、かつ、一般大衆の犠牲において対立すべき意見を妥協する傾向をもつという危険があるので、より一層必要となるのである。……(また)、一般大衆が会社の受益者であるべきであるとすれば、この者もまた、少なくとも構成員の一部であるべきではなからうか。このことは、これらのより広い範囲の者を代表する外部の人間を経営管理機構に組み入れるべきであることを示唆している。」と述べ、会社構成員の拡大が会社に対する国家の介入の方向に向う傾向を指摘している点に注目すべきである (Vagts, op. cit., pp. 78—79. 矢沢訳・前掲書三二—三三頁参照)。

- (5) 西山教授によれば、株式会社はその本質が社団であるにもかかわらず、現在わが国では中小企業においては、株式会社形態をとっていても、その実質は個人企業にすぎず、大企業においては、その実質は財団であって、株式会社制度そのものが崩壊しているとされる (西山忠範「現代企業の支配構造にかんする仮説—株式会社制度の崩壊—」武蔵大学論集一六巻四・五・六号(一九六九)一九五頁以下、同「企業構造の分析—中間報告」ジュリスト四九一号(一九七一年一月一日号)一二—以下参照)。また、わが国における株主の法人化が支配的となる傾向の進展が、自然人株主の衰退ないし消滅をまねき、株式会社の質的転換がせまれているとする経済学者の指摘も (宮崎義一・寡占 (岩波新書、一九七二) とりわけ一九三頁以下)、会社法体系崩壊の経済的背景を示すものというべきである。

- (6) フランスにおける従業員参加についての邦文の文献としては、わずかに、山口俊夫『企業参加』の法思想的背景—フランスにおける企業概念の変遷—「季刊労働法六九号 (一九六八) 四九頁以下、ならびに、平 実「フランスにおける労働者の企業利益参加について」大阪経済大学論集六六号 (昭四三) 四三頁以下が見られるにすぎない。

- (7) Ordonnance n° 67—693 du 17 août 1967, relative à la participation des salariés aux fruits de l'expansion des entreprises (J. O. du 18 août 1967).

- (8) Décret n° 67—1112 du 19 décembre 1967, fixant les conditions d'application de l'ordonnance n° 67—693 du 17

août 1967 relative à la participations des salariés aux fruits de l'expansion des entreprises (J. O. du 21 décembre 1967).

二 フランスの参加制度の形成過程

1 従業員参加の思想的背景

一九六八年のいわゆる「五月革命」に際して、ド・ゴール大統領が、この危機打開策として、社会改革の方向を「参加」の構想に求めたことは、まだ目新しい事実である。そして、このパルティシパシオン (participation) は、政治、経済、社会、教育などあらゆる分野にわたっての、応汎な国民の参加による、資本主義でも共産主義でもない「第三の道」たる参加社会の構想であった。⁽¹⁾

しかし、参加社会の構想は、ド・ゴール個人のたんなる思いつきや、独創的な思想でもなく、フランス社会に深く浸透している思想的土壌にその基礎をもっている。すなわち、空想的社会主義者として知られるサン・シモン (Saint-Simon, 1760—1825) や、フウリエ (Fourier, 1772—1837) の流れをくむ、アンファンタン (Enfantin, 1796—1864) やルイ・ブラン (Louis Blanc, 1811—1882) の思想において、すでに資本と労働の協働 (association capital-travail) たる労働者の企業参加の構想が明確に現われていた。⁽²⁾ こうした思想的系譜は、第二次大戦後においてデュボア (Alexandre

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成 (1)

Dubois) の提唱するエヌアクト運動 (U. U. C. F. ACT. = l'union de chefs d'entreprise pour l'Association du Capital et du Travail) にまでつながってゆくのであるが、とりわけ、公立作業場 (atelier social) の理念に表現される「各人は、その能力に応じて働き、その必要に応じて取る」(à chacun selon ses besoins ; à chacun selon ses facultés) とするルイ・ブランの思想は、一九六七年の参加令に対して一定の影響をおよぼしている。⁽⁴⁾

もっとも、こうした資本と労働の協働の思想は、たんなる思想のレベルにとどまっていたわけではなく、あるいはルクレール (Edme-Jean Leclaire) により、あるいはまたゴダン (J. B. A. Godin, 1817—1888) によって、企業利益分配の構想として実践された例があるし、ルイ・ブランが一八四八年の二月革命により、臨時政府の閣僚として国立作業場 (atelier national) の設置により、人が命令せず、賃金に差別がなく、かつ競争のない社会の形成を試みた例もあるが、いずれも、短命に終ってしまった。⁽⁶⁾

ところが、参加思想は、このような社会思想とはまったく隔絶したところで、もう一つの思想的源流を見いだす点に、その特徴がある。すなわち、あらゆる社会経済的諸条件を無視して、きわめて観念的に提唱されたキリスト教的社会主義がそれである。まず、一八九一年のローマ教皇レオ一三世による社会回勅「レールム・ノヴァルム」(Rerum Novarum) が、自由主義的資本主義を強く批判するとともに、その対策として労働者の企業参加を提唱したが、その四〇年後の一九三一年にも、ピオ一一世の廻状「クワドラジエシモ・アンノ」(Quadragesimo Anno) において、「労働者をなんらかの方法で、企業の所有権、その管理運営、あるいはその利潤に参加させる」ことの必要を説いて、その後のヨーロッパ社会に衝撃ともいえる多大な影響をおよぼしたのである。⁽⁷⁾

かくして、フランスにおける「参加」思想は、一方においては、空想的社会主義思想の系譜にたづなり、他方においては、キリスト教的社会主義の影響を大きく受けて、きわめて純粹に理念的な發展過程をたどってきたということができらる。

- (1) この点については、西川 潤「技術革新時代の市民国家像」世界一九六八年八月号一三〇頁以下、同『「参加の社会」は可能か(上)(下)』エコノミスト一九六八年八月一三日号四八頁以下および八月二〇日号六四頁以下、平・前掲論文四三頁以下、ならびに、山口・前掲論文四九頁などを参照。
- (2) Serge Bind, *La participation et l'intéressement des travailleurs, 1968*, pp. 27—28.
- (3) この点については、大野實雄・労働株の理論—将来の株式会社—(昭二五)一九七頁以下を参照。
- (4) Bind, *op. cit.*, p. 28.
- (5) こうした例については、平・前掲論文四七—五二頁に詳細に叙述されている。
- (6) ルイ・ブランの提唱したアトリエ・ナショナルによる社会改革の試みの挫折については、さしあたり、井上幸治編・フランス史(新版)(昭四三)三八一頁以下を参照。
- (7) Marcel Carteron, *L'intéressement des salariés à l'expansion des entreprises, Revue des sociétés, 1968*, p. 47. なお、この点については、星野英一「現代における契約」岩波講座現代法第八卷(現代法と市民)(一九六六)二三六頁、二四二頁註(6)、山口・前掲論文五四頁註(2)、ならびに、平・前掲論文五二—五四頁参照。

2 従業員参加の制定法上の試み

こうした思想的背景のもとで、フランスにおいては、比較的早い時期から、参加制度を法制度化するべく立法上の

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(一)

努力が続けられてきた。以下において、一九六七年の参加令にいたるまでに試みられた制定法上の主要な参加制度について概観しておくことにしよう。

(1) 労働者参加株式会社 労働者参加株式会社 (sociétés anonymes à participation ouvrière) という新しい会社形態は、一九一七年四月二六日法によって創設され、一八六七年七月二四日の旧会社法の第四編第七二条以下に編入された。このきわめて独創的な会社形態は、任意的制度にすぎないため、今日にいたるまでにわずか一五件の例がみられたにすぎないが、参加の社会に適合的な企業形態として、一九六六年七月二四日の新会社法の制定によって旧会社法の条文のほとんど大部分が廃止された後も、その法制度としての生命を維持している。⁽¹⁾

この労働者参加株式会社は、株式会社ではあるが、定款の定めにより、資本株 (actions de capital) と労働株 (actions de travail) という二種類のまったく性質の異なる株式を有する株式会社形態であって、従来の株式会社とは区別される新しい会社形態である点に注意する必要がある。すなわち、労働株とは、労働者参加株式会社において労働に従事する満二二才以上の男女で就労一年以上の者に対して、会社の経営および利潤に参加する権利を与えるため、労働者ないし従業員が排他的かつ義務的に組織する労力協同商會社 (société commerciale coopérative de main-d'oeuvre) に団体的に与えられる株式である。⁽²⁾

しかし、このような「利子は資本に、賃金は労働に、利益と指揮とは双方に」という試みも、現実には、労働者がこの参加に関心を示さず、資本家も会社経営に対する従業員の監督を恐れていたばかりか、技術的にみても、組織が複雑にすぎ、衡平の面でも、会社の管理を妙に複雑にしすぎることによって、成功をおさめえなかつたのである。⁽³⁾

(2) 従業員代表制度 いわゆる「マチニヨン協定」(Accords Matignon)により、「従業員代表制」(Délégués du personnel)を創設する一九三六年六月二四日法は、企業内部の従業員代表によるその経営に対する参加の法律上の出発点とみなされている。⁽⁴⁾しかし、レオン・ブルムの人民戦線内閣のもとで制定されたこの一九三六年法はあくまでも任意的な制度にすぎず、しかも使用者側から労働者の企業管理への発展を警戒されて、この法律が当初予定していた平和維持のための機関というより、むしろ紛争を醸成するための機関と化してしまった。そこで、一九三八年一月一〇日法は、一〇人を超える従業員を常時使用する商工業の事業所(établissement)に対して、従業員代表制度の設置を義務づけたが、フランスの敗北によるヴィシー政府の樹立とともに廃止され、その効果は明らかにならないままに終った。⁽⁵⁾ところが、フランス解放後、これは一九四六年四月一日法⁽⁶⁾として復活し、現在にいたっているが、その役割は、原則として、一方では企業(entreprise)または事業所(établissement)と、他方では労働監督官(Inspecteur du travail)と、従業員との間における連絡(liaison)の機関であるにすぎない。⁽⁷⁾

(3) 企業委員会制度 このように、生産の技術的単位(unité technique de production)である事業所を単位とする従業員代表制に対して、一九四五年二月二日のオルドナンス⁽⁸⁾は、新たに企業委員会(comités d'entreprises)を創設し、五〇人を超える従業員を常時使用する経済的単位(unité économique)たる企業に対して、この委員会の設置を義務づけた(五〇人以下は任意制)。しかも、この制度は、従業員代表制と異なつて、要求(revendication)の機関というよりも、経営(Gestion)の権限を有する機関として創設されたのであり、その制定理由においても、「企業委員会は、要求機関の性格をもつことができない。すなわち、従業員の個人的または団体的要求を代表する従業員代表に

対して、企業委員会は、まったく別のレベルに位置する」といわれている。⁽⁹⁾

しかし、企業委員会の権限は、福利厚生に関する事項について決定権をもっているにすぎず、企業の経営に関する事項については諮問権を有しているにすぎなく、当初予定されていた労働者の経営参加は空文と化したのである。

- (1) Ripert par Roblot, *Traité élémentaire de droit commercial*, 6^e éd., 1968, pp. 801—802.
- (2) 大野・前掲書一五八頁(または同・商法研究第一巻(昭三七)七二頁)。なお、この労力協同商社という法人は、生産もしなければ、生産手段も有しないというようになつた企業活動を営まない、きわめて法技術的な理由から創設された民会社であるが、一九六六年の新会社法においても、その第二九三条第一項が、社債権者団体に法人格を付与しており、現代における法人格の技術的資格を示すものとして興味をもたれる。
- (3) Ripert par Roblot, *op. cit.*, p. 802. なお、山口教授は、労働者参加株式会社が失敗した理由として、「(1)資本利得の一部のみを分け前として与えるだけで、企業の管理運営そのものに労働者を直接に参加させる途を開いたものではなく、(2)労働出資とみる分に対して与えるべき株式数(いいかえれば労働の評価)について合理的な基準はなく、(3)個々の労働者の取得額は、きわめて僅少であること、(4)そもそも労働者を使用者による恣意的な解雇から守り、企業活動に参加させる雇用の安全がはかられていないのであれば、かかる参与を前提とした労働株の意味は薄いこと、(5)制度は任意的なものであったこと」を列挙されている(山口・前掲論文五二頁)。また、石井照久「従業員持株制度と労働株」労働法の研究Ⅱ(経営と労働)(昭四二)二七三—二七八頁参照。
- (4) William Garcin, *Cogestion et participation dans les entreprises des pays du Marché Commun*, 1968, p. 351.
- (5) かかる経過についての詳細は、外尾健一「フランスの経営協議会」季刊労働法一一号(昭二九)一三二—一三三頁、青木宗也「フランスにおける経営委員会制度の現状とその性格」季刊労働法二八号(昭三三)一九八頁を参照。
- (6) Loi du 16 avril 1946, fixant le statut des délégués du personnel dans les entreprises.
- (7) Garcin, *op. cit.*, p. 355.

- (8) Ordonnance du 22 février 1945, instituant des comités d'entreprises.
- (9) Garchin, op cit., p. 360.
- (10) 企業委員会の権限の詳細については、外尾・前掲論文一三九―一四一頁、青木・前掲論文二〇三―二〇七頁を参照。

3 参加令の制定過程

第二次大戦直後の一九四六年、フランス第四共和国憲法の前文において、「すべての労働者は、その代表者を介して、労働条件の団体的決定および企業の管理に参加する」との宣言がなされ、現在、第五共和国憲法にも承継がれてきているが、長い間その内容を具体化するにはいたらなかった。そして、この企業参加の構想を積極的に推進したが、ド・ゴール (de Gaulle) であった。

(1) 一九五九年一月七日のオルダナンス 一九五八年、ド・ゴールは政権に復帰するや、サン・シモンの熱烈な信奉者である彼の信念を移行するために、「労働大臣ポウル・バコン (Paul Bacon) に対し、企業の成果に労働者を参加させる方法についての検討を命じた。⁽¹⁾ その結果として成立したのが、「企業に対する労働者の参与または利益参加を促進することを目的とする一九五九年一月七日オルダナンス第五九―一二六号」⁽²⁾ である。この参加制度は、使用者と労働者との自由な協定にもとづく任意的な制度であるにすぎず(一条)、その目的は、労働者の企業または事業所の成果に対する団体的参加、資本または自己金融操作に対する参加および生産性の増大に対する参加であったが(二

条一号参照)、実際には約一〇万人の従業員をもつ二〇二の企業において実施されたにすぎず、しかも、そのうちの資本に対する参加は、およそ二万三千の労働者を有する九企業にすぎなかつた。⁽³⁾

租税および社会保障関係の負担の減免という優遇措置が講ぜられていたにもかかわらず(一〇条)、この参加制度が充分に活用されなかつた理由は、これが法律上の強制的制度ではないということにとどまらず、とりわけ、労働者の側の反感ないし無関心によるものであつた。すなわち、前述したように、資本に対する参加(いわゆる従業員持株制)が数少ない参加の事例中においてもその例が少ないことは、その手続が複雑であることもさることながら、労働者が資本家と同じ立場に立つことによって、現実を批判する眼を失ない、真の社会正義のための闘争を鈍らせることを恐れたがためであり、また、生産性向上に対する参加の例も少ないのは、それが労働強化につながることを恐れたがためである。

こうした労働者ないし労働組合の反対は、さらに、税法上の優遇措置等によって、本来、賃金原資たるべき利益が、利益参加の名を装って支払われることに對する不信任に、理論的な基礎をおいている。かくして、労働者によるこの制度に対する反感は、企業の経理をあばかれ、それによって企業管理への足場を労働組合に提供することになることを懸念する経営者の反対とがあいまって、大多数の企業にこの参加制度の採用と実施をためらわせているのである。⁽⁴⁾

(2) ブロックレネとヴァロン修正案 右のような事態を打開するため、政府は、一九六一年六月一五日に、会計検査院首席検査官 (conseiller maître à la Cour des Comptes) たるマセランを委員長とし、経済学者、大学教授、使

用者ならびにF・OおよびC・G・Cの組合代表者から構成される、いわゆるマセラン委員会(Commission Masselin)を設置した。この委員会は、一九五九年一月七日オールドナンスの施行令たる一九五九年四月一七日デクレの失敗の原因を探り、利益参加の名目で分配される額に対する租税や社会保障拠出金の負担の免除に代えて、国の補助および融資のごとき、使用者に対する減免税措置と特典の供与を定める法律案を作成し、一九六二年二月に政府に対して提出した。しかし、この案は、三〇人からなる議会の委員会にかけられ、報告の対象とされたが、そのままとなつてしまつた。⁽⁶⁾

こうした時機に出現したのが、預託金庫総裁ブロックレネの著書「企業改革のために」(一九六三年)であり、この本はたちまちド・ゴール左派のバイブルとなつたといふ。⁽⁷⁾これによれば、企業は、単一の指揮(direction)のもとに経営されなければならないが、同時に、複数の監督(contrôle)のもとにおくことはさしつかえない。それどころか企業の所有と経営の分離が進行し、労働組合の責任者は企業の経営を監督し影響力を行使しうるかぎり使用者の指揮を認めており、政府も企業活動の自由と経済計画との一致を目指して努力している現段階では、企業を国有化することよりも、経営を社会化することこそ必要であり、出資者による監督を従業員によるそれに代えることよりも、出資者、従業員および政府の三者による監督こそが、経営の社会化を担保する方法であるとして、「監督の複数性と指揮の単一性」(pluralité des contrôles et unité de direction)を提唱した。⁽⁸⁾したがって、従業員の参加方式は、まず、情報開示権(information)にもとづく諮問権(consultation)をもち(労働法レベルの問題)、ついで、経営に対する監督権(contrôle)が与えられ(会社法レベルの問題)、さらに、企業利益の分配に対する参加(participation)に進

むことよつて、労使協調、資本と労働の協働が実現することになるといふ構想である。⁽⁹⁾

ド・ゴオル左派のルイ・ヴァロンは、自らが首席報告官 (rapporteur général) として提出した税制改革に関する一九六五年七月二日法が提出された際、右のブロックレネの思想を実行に移した。これが、その後の第五共和国の方向を決めるかの有名な「ヴァロン修正案」(Amendement Vallon) である。すなわち、右の一九六五年法の第三三条は、「政府は、一九六六年五月一日以前に、自己金融による企業の資産価値の増大に対する従業員の特典を承認かつ保証する方式を定める法律案を提出しなければならない。」として、政府に法案提出を義務づけたのであった。これは、いうまでもなく、従業員に対して自己の株式または持分を無償交付した会社に、減税の特典を与えることを目的とするものであったが、その施行令たるデクレはついに制定されなかつた。⁽¹¹⁾

(3) ロワシヨールヴァロン法案 ヴァロン修正案によつて、企業利益に対する従業員の参加方式を早急に具体化する必要に迫られたので、一九六六年一月より、ヴァロンは、国民議会の憲法委員会の委員長であり、公法の教授であるルネ・カピタン (René Capitant) と協力して、自己金融に対する従業員の参加による問題の解決を説く、いわゆる「ロワシヨール構想」(système Loichot) を支持推進した。

数量経済学会の理事長たるロワシヨールの理論は、①生産手段の私的所有と相続による承継という資本主義の基本理念の維持、②企業の株式の分配による労働者の資本家への変身、③現実の所有者による収奪なしに労働者による企業の漸進的な乗取り、という基本テーゼにもとづいており、具体的には、従業員は、税引後の企業利益に年に一三ないし六・五パーセント参加すれば、五〇年後には、会社資本の五一・二パーセントを所有するにいたるとするのである。

この基本的構想にもとづいて、ヴァロンとロワシヨは、従業員は、利益の二〇パーセントに参加し、それによって無償交付される株式は五年ないし一〇年間譲渡を禁止し、課税の五〇パーセントを軽減するとする、いわゆる「ロワシヨ＝ヴァロン法案」(Project Loichot Vallon)を作成した。⁽¹²⁾

(4) マテエ委員会の参加令制定作業 一九六六年二月一六日、政府は、ヴァロン修正案を受けて、参加令の基本構想を次のごとく決定した。すなわち、①従業員に対して付与する権利は、自己金融にもとづく企業の資本の増加を限度とする。②企業の資本の増加に対する従業員の参加にもとづく資金は、企業の投資に当てるため、その処分に委ねなければならぬ。③従業員の参加にもとづく資金の運用は、少なくともその一部については、企業の外部機関によって行なうことができる。④自己金融に対する労働者の参加は、企業、家計および管理の既存の資金調達能力に影響を与えてはならない。資金調達能力に影響を与えた場合には投資をなすことができない、というのが決定の内容であった。そして、この内容を具体化するために、同年三月一八日、財政経済大臣は、会計検査院の首席検査官であるレイモン・マテエ (Raymond Mathey) を委員長とする通称「マテエ委員会」(Commission Mathey) を設置した。この委員会は、ヴァロン＝ロワシヨ案などの検討を通じて、能率的に審議を進め、同年九月一日には早くもその結論を公表した。

マテエ委員会の結論によれば、参加制度はこれを義務的制度 (système obligatoire) とし、次の七点にわたる基本原則を定めた。すなわち、①五〇人を超える従業員を使用するすべての資本会社を参加令の適用対象とすること。②税金を控除しかつ自己資本に対する報酬を支払った後の純利益にもとづく自己金融に限定すること。③自己資本に

対する報酬の正確な評価のために貸借対照表を再評価すること。③自己資本に対する報酬の支払後の利益について賃金を付加価値で除した係数を乗ずること。⑤従業員に付与される権利は資本の報酬よりも額が大きくないこと。⑥従業員の権利の価額がきわめて大きい例外の場合およびそれが国家資金の払込である場合には、その権利は制限されること。⑦政府のみが選択しうる従業員の代表方式であること、がそれである。

また、委員会は当事者間の協定で自由に定めることのできる事項として、①権利の種類(すなわち、資本に対する権利または債権的権利)、②企業に対する権利に任意の貯蓄を加える権限、③権利の管理方式(記名株式、可変資本投資会社の株式または債権運用機関に対する持分)について定めた。

かくして、マテエ委員会の報告書が経済財政大臣に提出されたが、この時以降、各界でこの問題についての論争が激しくなった。⁽¹⁴⁾ その間、ヴァロンとロワシヨも自分達の提案を、この「隠れた自己金融制度」(autofinancement oculte)に沿って修正した。そして、一九六七年六月二二日法により、政府は、労働者の利益参加に関し、一〇月三十一日までに、オールドナンスの形式で立法化することを議会から授權されたのであった。それが、本稿の考察の対象である一九六七年八月一七日の参加令である。⁽¹⁵⁾

参加令の制定後、一月二七日に、ド・ゴールは、「企業において、その成果、資本および責任に対する従業員の直接の参加は、フランス経済の基礎の一つの与件とならねばならない。現在法律が規定する利益参加にみられるきわめて広汎な社会変革は、その重要な一段階を構成する」と言明し、⁽¹⁶⁾ 参加の社会建設への重要な第一歩を誇ったのであるが、その理念と現実との間の距離は、以下で検討することになる。

- (1) Blind, op. cit., p. 31. もともと、それ以前にも、F. ヒョル派のヌヌステル (Soustelle) による資本と労働の協働契約に関する法案が一九五〇年に提出されたり、翌年、ヴァロンがこの法案を再び提出したりしたこともあったが、いずれも失敗に終わっている。また、一九五五年五月二〇日および同年九月一七日の二つのデクレには、企業の生産性の向上に対する従業員の利用参加の方式を促進することを目的とする条文が設けられたが、一九五八年までに、およそ一六〇の企業がこれを実施し税法上の優遇措置の対象となったにすぎなかった (Blind, op. cit., pp. 30—31)。
- (2) Ordonnance n° 59—126 du 7 janvier 1959, tendant à favoriser l'association ou l'intéressement des travailleurs à l'entreprise (J. O. du 9 janvier 1959), Décret n° 59—540 du 17 avril 1959, fixant la composition du comité national consultative prévu par l'ordonnance n° 59—126 du 7 janvier 1959 tendant à favoriser l'association ou l'intéressement des travailleurs à l'entreprise (J. O. du 18 avril 1959) を制定された。
- (3) この三つの方式のうちでは、企業の成果に対する参加が、もっとも多く採用された参加方式であった (Blind, op. cit., p. 32)。
- (4) 以上の叙述は、Blind, op. cit., p. 32. に依る。
- (5) フランスの労働組合は、CGT (フランス労働総同盟、共産党系、約二〇〇万人)、CGT—FO (フランス労働総同盟—労働者の力、社会党系、約八〇万人)、CFDT (フランス民主労働総同盟、人民共和派、約七五万人)、CFTC (キリスト教労働総同盟、カトリック教会派、約一十万人)、CGC (幹部職員総同盟、技術管理者対象、約一五万人) の五系統に分かれています (加藤寛二丸尾直美編・経営参加とは何か (昭四六) 一九六頁)。
- (6) Blind, op. cit., p. 35.
- (7) 西川・前掲「技術革新時代の市民国家像」一四〇頁。
- (8) François Bloch-Lainé, Pour une réforme de l'entreprise, 1963, pp. 38—42.
- (9) Bloch-Lainé, op. cit., pp. 96—100.
- (10) Loi n° 65—566 du 12 juillet 1965, sur la réforme de l'imposition des entreprises et des revenus des capitaux mobilières (J. O. du 13 juillet 1965, p. 6003).

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成 (1)

- (11) 以上の叙述については、Blind, op. cit., p. 35. に依る。
- (12) 以上の叙述については、Blind, op. cit., pp. 39—44. に依る。
- (13) マネ委員会構成については、Blind, op. cit., p. 45, note (1). 参照。
- (14) 参加令に対する資本家側と労働者側の反応については、後に最小限必要な限度で触れる機会があるが、さしあたり、Car-teron, op. cit., p. 45 et s. ならびに、平・前掲論文六七頁以下を参照。
- (15) 以上の叙述は、Blind, op. cit., pp. 44—47. に依る。
- (16) Garcin, op. cit., p. 398.

三 参加令の基本的性格

一九六七年八月一七日の参加令は、その施行令ならびに関係法令を加えると、きわめて詳細なものであり(直接の
関係法令だけで二一件に上る⁽¹⁾)、実定法としても、主として、労働法、税法、会社法などに関連する複雑な構造を有
し、また、社会政策的かつ経済政策的配慮にみられる強烈な政策目的をもつ立法であるが、本稿では、参加令の基本
的性格として、義務的の制度、契約的の制度、利益参加的制度および自己金融的の制度という四点に焦点をしばり、この複
雑な性格の解明を試みることにした⁽²⁾。

(1) 参加令の関係法令の参照には、Roger Dubreucq, *La participation des salariés aux fruits de l'expansion des entreprises*, 1970. の第一部が便利である。参加令を含む主要関係法令は、以下の四件である。

- ① 参加令(前出)(資料1)。
- ② 参加令施行令(前出)(資料2)。

③ Ordonnance n° 67—694 du 17 août 1967, relative aux plans d'épargne d'entreprises et modifiant la loi n° 65—997 du 29 novembre 1965 (J. O. du 18 août 1967). 以下、「貯蓄計画令」と略す(資料3)。

④ Décret n° 68—528 du 30 mai 1968, fixant les conditions d'application de l'ordonnance n° 67—694 du 17 août 1967 relative aux plans d'épargne d'entreprise (J. O. du 8 juin 1968). 以下、「貯蓄計画令施行令」と略す(資料4)。

(2) かかる観点から、参加令の基本的性格の解明を試みた例は、フランスの解説書、論文類には見当らな。

1 義務的制度としての従業員参加

参加令は、その第一条において、「一〇〇人を超える従業員を常時使用する企業は、その事業活動の種類およびその法律上の形態のいかんを問わず、企業成長の成果に参加する従業員の権利を保障することを目的として、本章に定める各種の義務を負う。」と定めている。したがって、まず第一に、「一〇〇人を超える従業員を常時使用する企業」は、従業員の利益参加を強制されており、この点に一九六七年の参加制度の最大の特色の一つがある。これに反して、一〇〇人以下の従業員を使用する企業がこの制度を採用するか否かは任意とされており、採用した場合には、税法上の特典が与えられることになる(令一四条)。また、いわゆる季節的企業(entreprises saisonnières)に対しても、一年に達しないその存続期間に比例して従業員の利益参加を保障している(施行令一条二項)。

第二に、一〇〇人を超える従業員を常時使用する「企業」(entreprises)に対する義務的制度(assujettissement obligatoire)であるから、会社企業であれ、個人企業であれ、企業形態のいかんを問わない点が注目される。もっとも、

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(1)

公企業 (entreprises publiques) および国有会社 (sociétés nationales) については、資本参加が不可能であることから特則を設け(令九条)、これを受けた一九六九年三月二日のデクレ⁽¹⁾が、かかる場合における従業員参加方式の詳細を定めている。また、参加令の地理的な適用範囲は、フランス本土および海外諸県であるが、一九六八年五月三〇日の通達 (circulaire) によれば、属地主義的規制により、外国会社によってフランス国内で設立された企業または外国会社の子会社たる地位を有する企業は、フランス国内におけるその活動が完全な営業活動である場合には、独立の法人格を有さない営業所もしくは代表者を介し、またはまったく営業所もしくは代表者なしに、フランス本土または海外諸県で行なった活動によって、参加令の適用を受ける⁽²⁾。さらに、きわめて技術的な理由から、既存の企業の合併 (fusion totale) または分割合併 (fusion partielle) の結果生じた企業以外の新設企業については、その新設後の三営業年度終了のときから、参加令が適用される(令一五条)。

かくして、参加令は、一八六八年一月一日より施行されたが(令一五条)⁽³⁾、本参加令の適用を受ける企業は、フランスの全企業数七六万六千の約一四パーセントに当る一万二千企業であり⁽⁴⁾、フランスの全従業員数一千三百万人中、そのおよそ二六・九パーセントに当る三五〇万人である⁽⁵⁾ということである。これらの参加制度の採用を義務づけられている企業は、その違反に対しては罰金強制 (astreinte) の制裁を課せられている(令一三条)。

(1) Décret n° 69—255 du 21 mars 1969 fixant les conditions d'application de l'ordonnance n° 67—693 du 17 août 1967 aux entreprises publiques et sociétés nationales, relative à la participation des salariés aux fruits de l'expansion des entreprises (J. O. du 5 février 1969).

- (2) Maurice Petitjean, La participation des salariés aux fruits de l'expansion et ses applications comptables dans les sociétés de capitaux, Juris classateur périodique et la semaine juridique n° 84893 (19 décembre 1968), p. 1555.
- (3) 本参加令公布の日に、すでに労働者の利益参加を協定にもとづいて実施している企業は、本参加令の適用を受けた場合よりも従業員に不利でないことを条件として、一九七〇年一月一日まで、その協定に定める参加制度を維持することのできる例外が定められているが(令五条二項)、現在では、もはやかかる例外は認められない。
- (4) Jean Hénard et Jean Guyenot, Le nouveau régime de la participation des salariés aux fruits de l'expansion des entreprises, Actualités de droit de l'entreprise 1968, 1969, p. 136. ちなみに「フランスの会社数を示してサント」一九六四年現在、合名会社一五、六七六社、合資会社一、五三九社、有限会社一七、七五六社、株式合資会社一七六社、株式会社六六、九六八社である(G. Vuillemet et G. Hureau, Droit des sociétés commerciales, 1969, pp. 2—3)。
- (5) Raoul Algon, Participation dans l'entreprise: Les plans d'épargne, 1970, A^e. ヘルマンによれば、一九七〇年現在、三〇〇万人が本参加令の適用を受け、一、〇〇〇万人がその適用を受けている。

2 契約的制度としての従業員参加

参加令の第二の特色は、従業員参加が義務的であるにもかかわらず、各企業の独自性を考慮し、そこに働く従業員の意思を尊重するために、使用者と従業員との間に交渉(negotiation)の余地を大幅に残している点である。⁽¹⁾このことは、「労使協働」思想を、参加の社会、すなわち協調経済体制(économie concertée)⁽²⁾という契約観念を中心として組み立てられているフランス社会において、適合的に位置づけるためである。したがって、「参加」は義務的制

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(1) 二一(二一)

度として法的根拠を与えられたが、その態様ないし方式については、契約的に適用される制度であるという点で注目される。

すなわち、従業員の参加方式には、労働協約方式、労使交渉方式および企業委員会決定方式の三種が予定されている(令一〇条)。そして、これ以外の方式も、協定(acord)により、自由に選択できるが、その場合には、財政経済大臣の認可を要する(令五条一項)。このようにして締結される協定の内容は、大別して、第一に、従業員に対して付与される権利の種類(株式、債権および投資証券、令四条、施行令七条)、第二に、投資共同資金の運用規則(施行令一条III二項)、第三に、従業員に対する企業の経営内容に関する情報開示(施行令二四条以下)などの諸点である。なお、かかる参加に対して与えられる税法上の優遇措置も、租税契約(contrat fiscal)とよばれる国と私人との契約関係として扱えられる。

かくして、参加令が後に検討するように政策立法であるとする観点からは、この参加制度の強制的・画一的な実施が必要とされるが、他方、本参加令が労働法的側面を有することから、そのかぎりにおいては、画一的な強行を避けねばならず、また、参加社会という契約的社会的構想に組み込む必要からも、参加令の運用面での自由を確保するための配慮が、この制度を一面では契約的制度として構成しなければならなかったものと考えられる⁽³⁾。

(1) 本参加令に関して提出された「大統領に対する報告書」(Blind, op. cit., p. 294; Dubreucq, op. cit., p. 26)。

(2) フランスにおける経済に対する国の介入が、同意という契約觀念を媒介とする非権力的介入である点につき、奥島「フランス経済法理論の展開」早稲田法学四六卷一号(昭四六)一九〇頁参照。

(3) 参加令の契約制度的側面を意織的に取り上げるものとして、たとえば、Maurice Clignet, *Participation des salariés et plans d'épargne d'entreprise*, 1967, pp. 26—27. を参照。

3 利益参加制度としての従業員参加

第三に、本参加令は、なによりも利益参加制度であつて経営参加制度ではないが、その社会政策的側面が注目される⁽¹⁾。すなわち、従業員の貯蓄を促進するためとその立法理由を銘うって行なわれるこの参加制度に対する税法上の特典は、後に詳述するように、本来、税金として国家に帰属すべき利益の一部を、あらかじめ国が従業員に対して所得再分配のための省略された手続として配分するという側面が存するのであるから、その意味では、この参加制度が法的規定を介して社会政策的側面を濃厚に有している点を否定できない。

いふまでもなく、労働者の企業参加 (participation) には、可能ながざり実質的に大きな分け前に与るための利益参加の側面 (interesement) と、その分け前に与ることを可能とするための経営参加の側面 (狭義の participation) とが存する⁽²⁾。しかし、本参加令のもとでの従業員の利益参加は、従業員の賃金の二・五ないし三パーセントと見積られ、その低額さのゆえに実際には従業員の関心をひくまでにはいたっていない⁽³⁾。また、経営参加の側面でも、企業委員会ですら、すでに述べたように諮問権を有するにすぎない現状から、本参加令の立法者は、自ら、この参加制度は、企業主の指揮権 (autorité de la direction) をなんら弱めることなく、新しい労使関係の確立を促進することを目的とす

るものであることを明言しているのである。⁽⁴⁾ それにもかかわらず、この参加制度は、労働者の側からのみならず、資本家の側からもさして歓迎されている様子がないのは、この制度が効果を發揮するのは事実上生産性の高い先端企業のみであって、限界線上の企業にとってはむしろ投資活動を不活発にし、企業間格差を増大させるであろうとの予測が可能だからである。⁽⁵⁾ また、労働者にとっても、その参加利益が、後払給与 (*salaires différés*) の性格をもち、しかもそれが企業の支出増をとまなうことなく、国民の負担 (直接には国庫の負担) において行なわれる点で批判される。⁽⁶⁾ 総じて、利益参加制度は、従業員に対して、企業支配に到達する路を開くことなく、企業利益に参加しうるとする幻想のみを創りだすにすぎないといえよう。⁽⁷⁾

もっとも、立法者自身、本参加令により、フランス社会は新しい段階 (*étape nouvelle*) に突入するといいながら、かかる社会改革 (*réforme sociale*) は、市場と経済の進歩との調和とりわけ企業の投資能力の強化を強調していることから理解しうるように、⁽⁸⁾ 経済政策的意義が第一次的な目的であり、社会政策的意義である従業員の貯蓄増進は第二次的なものとして位置づけられ、その場合でも、労資協調路線の心理的な担保が狙いとされていると考えられる。⁽⁹⁾

- (1) 参加の二つの方式である従業員持株制度が、社会政策的意義をもつ点につき、河本他・前掲書七頁参照。
- (2) Algon, op. cit., A³.
- (3) Algon, op. cit., A⁴. 従業員が関心をもちたためには、少なくとも賃金の五、六パーセントに当る利益の分配が必要であり、一〇から一五パーセントならば有効だとわられてゐる (Algon, *ibid.*)。
- (4) 大統領に対する報告書 (*Blind*, op. cit., p. 293; Dubreucq, op. cit., p. 26)。
- (5) Carteron, op. cit., p. 46.

(6) Carteron, *op. cit.*, p. 47.

(7) Carteron, *ibid.*

(8) 大統領に対する報告書 (Blind, *op. cit.*, p. 293; Dubreucq, *op. cit.*, pp. 25—26)。

(9) 本参加令の目的は、経済的目的と、労使の対立を解消するための社会的目的の二つであることを明確に述べたものと
L'Y, *Dictionnaire permanent: Droit des Affaires*, 1970, p. 652 d. 参照。

4 自己金融制度としての従業員参加

さらに、第四として、参加制度がフランスの経済計画達成のための長期資金調達の手段たる側面をもつ点が重要である。このように、参加制度が、企業の自己金融 (autofinancement) の方法として、フランスの経済政策の一環に位置づけられていることは立法者の明言するところであって、⁽¹⁾ 経済成長を企業の投資能力を高めることによって達成するために、そのかぎりにおいて認められた制度である点に最大の特色がある。

具体的には、従業員の利益参加が、自社の株式または社債の交付方式を採る場合に (令四条一項一号、二号) 企業の自己金融たる側面が典型的に現われ、たんなる債権付与方式または市場投資方式による場合は (令四条一項二号、三号)、フランス経済全体に対する一種の自己金融となる。⁽²⁾ しかも、これらの場合には、従業員の取得した各種の権利が五年間封鎖ないし凍結されてその流通を禁止され (令六条)、⁽³⁾ 労使間で参加協定が不成立の場合には、八年間も長期間封鎖されることから (令一条)、この参加制度は、長期的に安定した自己金融制度としての法的保障を与

えられることになる。したがって、本参加令の法的構成の中核を占めるものは、労働者参加特別準備金 (réservation spéciale de participation des travailleurs) および投資引当金 (provision pour investissements) という企業会計技術 (令二条、八条参照) ならびに、それに対する税法上の特典という租税政策なのである (令七条、八条参照)。⁽⁴⁾

かくして、本参加令のもっとも主要な目的は、フランスの個別企業レベルでの自己金融による投資能力を高め、さらに、フランス経済レベルにおける経済構造の改善をも目指す、財政・経済の多角的な政策意図を担うものであるといふことができる。⁽⁵⁾

- (1) 大統領に対する報告書 (Blind, op. cit., p. 293; Dubreucq, op. cit., pp. 293—294)。
- (2) 一九七〇年現在、フランスの企業の自己金融率は七〇パーセントはすぎず、アメリカの企業の九五パーセントに較べて、その比率の低さが、国際競争力を低下させる原因の一つであるとの認識が、参加令制定の主要な動機の一つとなっているものと推測される。それゆえ、参加令は、フランスの資本市場へのテコ入れによる外資との競争に有利な条件を整備することを目的にし、株式の分散こそ経済発展のカギであるとして、アメリカの歴史に学ぼうとしたものであるとさえ評する者もいふ (Algon, op. cit., A⁵, B² et B³)。
- (3) この原則に対しては、従業員の婚姻、解雇、退職、廃疾および死亡の場合の例外規定が設けられている (施行令一六条)。
- (4) この点についての詳細な検討は、次節で行なう。
- (5) 自己金融については、とりあえず、田平紀男『自己金融』の法的考察—西ドイツ新株式法における規制を中心として— (立命館法学八五号 (一九六九) 二三七頁以下を参照)。

(未完)

〔資料 1〕 参加令

企業成長の成果に対する従業員への参加に関する

一九六七年八月一七日オールドナンス第六七〇六九三号（試訳）

第一章 従業員一〇〇人をこえる企業における成長の成果に対する義務的労働者参加制度

第一条〔義務的参加制度の原則〕 一〇〇人をこえる従業員を常時使用する企業は、その事業活動の種類およびその法律上の形態のいかんを問わず、企業成長の成果に参加する従業員の権利を保障することを目的として、本章に定める各種の義務を負う。

第二条〔労働者参加特別準備金〕 ① 第一条に定める企業において、労働者参加特別準備金は、次のようにこれを設定しなければならない。

② 特別準備金として計上さるべき金額は、フランス本土および海外諸県で獲得した利益にもとづいて、営業年度の計算終了後にこれを算定しなければならない。この利益は、普通法上の税率を課せられる法人税または自然人の所得税を控除した後の額とする。この利益については、自然人の所得税の適用ある企業に対し、参事院のデクレが定める条件にしたがって決定される課税額に相当する額を減じなければならない。（一九六八年一月二七日法律第六八一―一二七二号第六二条により追加）このように定められた純利益に対しては、第八条に定める投資引当金の金額を加える。この引当金が一定の営業年度の課税可能利益に計上されてい

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成（一）

るときには、その金額は、参加準備金の算定のために、当該営業年度について留保すべき純利益から除外しなければならない。

③ 企業の自己資本に対する報酬として、前項に定める純利益を基礎とし、その一〇〇分の五を控除しなければならない。

④ 労働者参加特別準備金は、第二項および第三項の規定にもとづいて行なわれた計算の結果に、企業の付加価値に対する給与の割合を乗ずることによって得られる数額の二分の一に等しくなければならない。

⑤ 参事院は、デクレによって、本条に定める諸項目の定義、とくに、計算方法、概算による場合にはその計算方法、自然人の所得税について行なわれる控除方法、ならびに、第一条を適用するための企業の従業員の実数を算定する方法を明らかにしなければならない。このデクレは、本オールドナンスが親会社および子会社に適用される場合には、その条件を定めなければならない。

第二条の二〔個人企業の利益計算方法〕（一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条による追加）自然人の所得税が適用される企業においては、留保すべき利益は、自然人の所得税に相当する額の税の控除前に、次の額が控除された営業年度の課税可能利益に等しくなければならない。

(a) 企業主の報酬が普通法上の課税対象につき経費として認められていない場合には、企業主の労働に対する通常の報酬。

(b) 他の種類の所得から控除されているが、すでに経過した営業年度に属する参加の計算が行なわれなかった過去五年間に計上された累積損。

第三条〔従業員に対する配分方法〕 ① 従業員間における配分は、デクレが定める最高限の範囲内で、受領した給与に比例して算定しなければならない。

② 営業年度中に、少なくとも三カ月間企業に勤続する従業員のみが、配分を受けることができる。

③ （一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条により追加）本条に定める規定により配分することのできなかった金額は、次年度以降の営業年度に配分するために、労働者参加特別準備金として留保しなければならない。この金額については、

それが配分される当該営業年度についてのみ、第七条および第八条の規定を適用することができる。

第四条〔利益参加の実施方式〕

①第二条に定める金額に対して従業員に認められた権利の管理の種類および方法は、第一〇条に定める条件にしたがって、関係当事者間の協定によって決定する。この協定には、次の事項を定めることができる。

(1) 当該企業の株式または小割株式の交付。この株式または小割株式は、準備金の資本組入、または、一九六七年八月一七日オールドナンス第六七―六九五号によって修正された商社会社に関する一九六六年七月二四日法律第六六―五三七号第二一七―一条に定める条件にしたがって企業があらかじめ行なった自己株式の買入にもとづいて交付する。

(2) 当該企業が投資に当てなければならない引当金として第二条に定める特別準備金を構成する金額の計上。従業員は、企業に対し、引当金に充当する金額に等しい額の債権を取得する。この債権は、とくに、社債、参加社債または封鎖された預託口座の形態をとることができる。

(3) デクレが指定する企業外部の投資機関に対する振込、または、貯蓄計画に関する一九六七年八月一七日オールドナンス第六七―六九四号に定める条件を満たす企業の貯蓄計画の適用により関係当事者の名において開設した口座に対する振込。

② 前項第三号の一九六七年八月一七日オールドナンスに定める税法上の特典を受ける企業の貯蓄計画に加入する従業員は、企業成長の成果に対する参加として企業から従業員に給付する金額がこの計画の実現のために充当すべきものと定められている場合には、その金額を企業に提供させることができる。当該計画は、この場合、このようにして積立られた金額によって育成され、かつ、企業からの補助金としての振込および従業員の任意の振込がある場合にはそれにより計画に定める方式にしたがってこれを促進する。

③ (一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条により追加) 企業は、従業員に対して給付すべき金額が一人当り二〇フランに達しないときは、その金額をこの者に対し直接支払うことができる。

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(一)

第五条〔協定による利益参加方式〕 ① 前条の規定にかかわらず、第一〇条に定める条件にしたがって締結された協定は、第二条、第三条および第四条に定める場合とは異なる計算の基礎および方式を有する参加制度を設けることができる。ただし、この協定は、本オールドナンスに定める原則を遵守することにより、従業員に対して少なくとも本オールドナンスに定める場合と同程度の利益を有しかつ第一六条に定める手続にしたがって認可される場合にかぎり、これを有効としかつ前掲条文に定める規定の適用を免除する。

② 本オールドナンス公布の日に、従業員との協定にもとづいて企業成長の成果に対する労働者参加制度をすでに実施している企業は、当該制度が従業員にとって少なくとも本オールドナンスに定める利益に等しい利益を有することを条件として、協定の期限までかつ遅くとも一九七〇年一月一日まで、当該制度を引き続き維持することができる。期限到来後または一九七〇年一月一日以降は、当該企業に対しては、本章の第二条以下の諸規定を適用する。ただし、当該企業が本条第一項に定める条件を満たす協定を締結するときは、このかぎりではない。

③ （一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条により追加）会社集団内で協定を締結している場合には、従業員に対してその参加が同意された利益は、個別企業についてではなく、集団全体について平等に評価しなければならない。

④ 前三項の協定が認可された場合は、第七条および第八条の規定を適用する。

第六条〔従業員の権利の流通性〕 ① 本オールドナンスの諸規定により従業員の利益のために設定された権利は、この権利の発生のおきから五年間を経過した後においてのみ流通しまたは支払を請求しうるものとなる。

② この権利を前項の期間満了前に例外的に清算しまたは移転することのできる場合の条件については、参事院のデクレでこれを定める。

第七条〔税法上の特典〕 I ① 営業年度中に参加特別準備金として計上された金額は、当該営業年度について課される法人税ま

たは自然人の所得税の基礎から控除することができる。

② 前項の金額は、租税法典第二三一条に定める概算払の適用がなく、かつ、労働法および社会保障法の適用がない。

II ① 参加名義で従業員に給付される金額については、自然人の所得税を課さない。

② (一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条により追加) 参加名義で従業員に給付される金額から生ずる収益については、その収益をこの金額と同一の目的に充当するときは、所得税を免除する。この収益は、従業員に給付される金額と同じく処分できず、かつ、最終的には、それに対応する処分不可能期間の満了時においてのみ処分することができる。

第八条〔投資引当金〕 ① 企業は、各営業年度の終了時に、同営業年度中の参加特別準備金として計上した金額と同額の投資引当金を積立てることができる、この引当金については課税を免除する。

② (一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条により追加) 会社集団内で協定が締結された後に、参加共同準備金を解除するにいたった場合においては、投資引当金は、共同参加に対する実際の分担額の範囲内で、関係各会社において別個に設定しなければならない。ただし、当該各会社は、協定に認可を与える財政経済大臣の承認にもとづいて、当該会社集団中の一社または数社に、その権利の全部または一部を移転することができる。

第九条〔公企業および国有会社の特則〕 ① 本オールドナンスの諸規定を適用する公企業および国有会社については、参事院のデクレによってこれを決定する。これらの諸規定を当該企業または会社に適用する条件については、参事院のデクレによってこれを定める。当該企業または当該会社の従業員に対して、第一〇条に定める協定により、その資本についての所有権を与えることはできない。

② 本オールドナンスに定める規定を前項の会社に適用するために、本オールドナンスの規定または生産労働者協同組合を規制する規定に調整を加える必要があるときは、参事院のデクレによってこれを定める。

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(1)

第二〇条「協定の締結方式」 第四条に定める協定は、次の方式で締結しなければならない。

——労働協約の内容として。

——企業主と、労働法典第一巻第二章第三十一条以下にいう事業部門におけるもっとも代表的組織に加盟する組合の代表者との間において。この代表者は、かならず企業の従業員でなければならない。

——企業委員会において。

第二一条「協定不成立の場合」 ① 従業員の権利が発生する当該営業年度の終了後一年内に、関係当事者が第四条に定める協定に署名しない場合には、労働監督官はこの状態を確認しなければならない。この場合においては、第四条(第二号)の規定を法律上当然に適用する。

② 前項の場合において、従業員に対して給付される金額については、第六条の適用につきデクレが定める場合を除き、預託口座に振込み、八年間封鎖する。その金額に対しては、デクレに定める率の利息を付さなければならない。この金銭を保管するため別の方式については、参事院のデクレによりこれを定める。

③ 本条の場合においては、第八条に定める引当金は、参加特別準備金として計上された金額の二分の一に等しい額をこえることができない。

第二二条「訴訟手続」 ①純利益の額および企業の自己資本の額は、税務調査官の証明書によってこれを証明しなければならない。

これらの額は、本オールドナンスの適用によって生ずる争訟の場合には、争うことができない。

② 第二条第四項に定める給与の額および付加価値の算定に関する係争は、第一〇条の協定に定める手続によって処理する。協定が存しない場合には、その係争は、直接税に関する裁判管轄による。第一〇条に定める協定が結ばれている場合には、この協定の署名者のみが訴を提起することができる。

③ 本オールドナンスの適用に関する他のすべての争訟は、司法裁判所の管轄に属する。

第三条「罰金強制手続」 ① 本章の適用の結果負担した義務を履行しない第一条の企業に対しては、民事裁判によって罰金強制を宣告することができる。

② 当該企業の従業員および当該企業の所在地を管轄する検察官のみが当事者適格を有する。

③ 罰金強制は、威嚇的性格をもち、かつ、企業がその義務を履行した後に裁判官がその額を算定しなければならない。裁判官は、その額を算定するに際して、現実を生じた損害および企業が行なった抵抗をとくに参酌しなければならない。

第二章 第一章の義務を負わない企業に対する参加制度

第十四条「任意的参加制度」 ① 第一章の諸規定により企業成長の成果に対する労働者参加制度の適用を受けない企業は、第一条に定める条件にしたがって締結された協定によって、任意に第一章の諸規定の適用を受けることができる。

② 前項の場合には、当該企業は、第七条および第八条に定める税法上の特典を受ける。

第三章 最終規定

第十五条「施行日および新設企業の特則」 本オールドナンスの諸規定は、一九六八年一月一日以降開始する営業年度から適用する。

これらの規定は、既存の企業の合併または分割合併の結果として生じた企業以外の新設企業については、その新設後三営業年度終了のときからこれを適用する。

第一六条〔協定の認可〕 第五条の協定は、所得物価調査センターの拘束的答申にもとづき、財政経済大臣および社会事業大臣の合同命令によって認可する。協定の調査のために設けるこのセンターの構成は、デクレによってこれを定める。（一九六八年二月二七日法律第六八一―一七二号第六二条により追加）行政裁判所は、この協定の認可に関する争訟を管轄する。

〔資料 2〕 参加令施行令

企業成長の成果に対する従業員に参加に関する

一九六七年八月一七日オールドナンス第六七〇六九三号の適用条件

を定める一九六七年二月一九日デクレ第六七〇一一二二号（試訳）

第一章 労働者参加特別準備金

I 参加特別準備金を設定する義務を負う企業

第一条 ① 営業年度中、一〇〇人をこえる従業員を常時使用する企業は、当該営業年度につき参加特別準備金を設定する義務を

負う。

② 季節的企業に関しては、一〇〇人の従業員の常時使用という条件は、企業の活動期間にもとづいて評価しなければならない。

II 特別準備金の計算方法

第二条 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第二条に定める方法にしたがい、労働者参加特別準備金の額の計算につき、以下のごとくこれを定める。

(1) 前記オールドナンス第二条第二項に定める純利益には、同オールドナンス第八条に定める投資引当金の額を加える。この引当金が一定の営業年度の課税可能利益に計上されるときは、その額は、参加準備金の算定のために、当該営業年度について留保すべき純利益から除外しなければならない。

(2) 留保すべき給与は、租税法典第二三一条および第一六〇六条の二に定める概算払による給与、または概算払によらないで、農業法典第七編第二章第二節に定める農業社会保険制度に加入している従業員に支給される給与とする。

前項の適用については、農業社会保険制度に加入している従業員に支給される給与は、租税法典付則Ⅲ第五条に定める規定にしたがって、これを算定する。

(3) 各企業の付加価値は、各営業年度につき、前記一九六五年一月二八日デクレ第一条に定める当期純損益計算書をもとにし、次の項目を合計して、これを決定する。

人件費。

租税。ただし、取引高に対する課税を除く。

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(1)

財務費。

減価償却引当金当期引当額。諸引当金当期引当額。

営業利益。

付加価値の算定に際して、前項に定める諸項目は、フランス国内で獲得した利益の形成に寄与するかぎりにおいてのみ考慮しなければならない。

- (4) (a) 自己資本には、会社資本、準備金、当期繰越金、課税対象となる引当金ならびに租税法典の特別規定の適用により無税で積立てられた特別引当金を含む。その額は、利益参加を算定すべき営業年度終了時の貸借対照表に記入された価額にしたがってこれを留保する。

労働者参加特別準備金は、いかなる場合においても、自己資本に算入することができない。

人的会社および個人企業については、右に定める額に、社員または経営者によって開設されている預託口座の預金を加える。各営業年度について留保すべき預金の積立額は、当該営業年度における民法上の各四半期末に存する残額と同じく当該預託口座の残額の数学的平均に等しくなければならない。

- (b) 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第二条第三項に定める五パーセントの率を適用する自己資本の額は、(a)に定める自己資本から外国に投資した資本の額を差引いてこれを算定する。

外国に投資した自己資本の額は、その合計に長期資本によって自己資本を除いた商に等しい減少係数を乗じた後、外国の事業所に属する資産の純項目の合計に等しくしなければならない。

前項の適用については、長期資本の額は、自己資本の額に含まれる借入金以外の一年以上前の借入金を(a)に定める自己資本の額に加えることによって、これを算定する。

第三条 銀行業および保険業の付加価値は、本デクレ第二条第三号の規定に違反しないかぎり、次のごとく決定する。

(1) 銀行、金融機関および有価証券の管理を専業とする企業については、有価証券からの純粋な果実および不動産収益を加えた税引前の銀行業収益、銀行業収益は、顧客からの徴収からすべての種類の財務費を差引いた差額に等しくなければならない。

(2) 前記一九三八年六月一四日デクレ・ロフが規制する企業および再保険企業については、租税の純粋な奨励金および投資から生ずる収益の総額から、特別条項に対する給付ならびに被保険者および保険契約者に対して営業年度中に支払われる給付の合計を差引いた差額。

第四条 自然人の所得税の適用を受ける企業については、税引前に留保すべき利益は、次の項目を控除した当該営業年度の課税可能利益に等しくなければならない。

(a) 普通法上の課税基礎につき経費として認められない場合には、企業主の労働に対する通常の報酬。

(b) 他の種類の所得に対する課税ではあるが、すでに経過した営業年度に属する参加の算定においてまだ考慮されていない過去五年間に計上された累積損。

第五条 ① 本デクレ第四条に定める企業において、純利益の算定につき控除すべき課税は、当該営業年度の課税可能利益に適用することによって、同第四条によって修正された自然人の所得および追加税に対して各課税の平均の率を加えることによって得られる経営者の課税総額の平均の率による。自然人の所得税および追加税の税率の各々は、当該営業年度についての課税をこの課税を受ける所得の額によって除すことによつて得られる数字の一〇〇倍に等しい。ただし、いかなる場合においても、五〇パーセントをこえる課税総額の平均の率を採ってはならない。

② 人的会社の税制の適用を受ける会社においては、純利益は、当該営業年度の課税可能利益に対する各社員により負担されかつ本条第一項により算定された課税を控除する。ただし、本条第一項の課税額が課税可能利益の二分の一をこえるときは、その額

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(一)

は、利益の二分の一を限度とする。

Ⅲ 特別準備金の配分方法

第六条 ① 参加特別準備金の比例的配分の基礎となる給与は、当該営業年度中に各受益者が受領した給与額の全体に等しく、かつ、第二条（第二号）の規定に相当する額に等しい額でなければならない。ただし、この給与総額は、社会保障拠出金および家族手当の最高額の決定に当って採るべき最高限度の四倍に等しい額をこえることができない。

② 同一の労働者に属すべき権利の総額は、同一営業年度については、同一の最高限度の年額の二分の一に等しい額をこえることができない。

③ 前項の規定にかかわらず、労働者が同一の企業に一年間勤務しなかった場合には、前二項に定める最高限度は、勤務期間に比例して算定しなければならない。

④ 本条に定める規定によって、配分することのできない額は、次営業年度中に配分するために労働者参加準備金として、これを留保しなければならない。この額は、それが配分される営業年度中においてのみ、前記一九六七年八月一七日オールドナンス第七条および第八条の規定による特典を受けることができる。

Ⅳ 特別準備金の管理方式

第七条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第四条第一号に定める場合においては、当該条文に定める協定は、交付する

証券の種類、この証券の保管方法、ならびに、本デクレ第一六条に定める場合を除き、五年間この証券を流通させることの禁止の遵守を確保するためにとる諸措置について定めなければならない。

② 前項の規定は、協定が同オールドナンス第四条第二号の適用によって企業の発行する社債の従業員に対する交付を定める場合にもまたこれを適用する。

第八条 ① 従業員は、企業が交付する株式、小割株式または社債に属する株主総会または社債者集会における議決権および一般的にすべての権利を行使することができる。

② 従業員は、自己の証券の収益ならびにこれに属する引受権または割当権を処分することができる。従業員は、この引受権または割当権の行使を欲しないときは、とくに、証券が流通できない期間中でさえも、それを流通させることができる。

第九条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第四条第三号の適用によって、関係当事者が参加特別準備金を設けて企業の外部の投資機関にその金額を振込むことを選択した場合には、この振込は、次に列挙する種類の機関または組織の一つに対してのみこれをなすことができる。

(1) (一九六九年五月三一日デクレ第六九一五〇七号により改正) 従業員に属すべき額に相当する株式または小割株式の数を各従業員の名で記入することを条件として、手持証券が少なくとも一〇〇分の五〇を限度としてフランスの証券によって構成されている可変資本投資会社。

(2) 手持証券が少なくとも一〇〇分の五〇を限度としてフランスの証券または投資共同資金の一個または数個の部分によって構成されている可変資本投資会社の株式または小割株式の取得により、振込まれた金額をただちに使用する契約をこの組織がなすことを条件として、前記一九六六年六月三日デクレ第四条に列挙されている組織。

(3) 前記一九三八年六月一四日デクレ・ロワに定める生命保険会社または金銭無尽会社、ならびに、財政経済大臣の命令により

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(1)

右の目的で特別に認可された労使同数の管理および本条第二号に定める契約と同一の契約をもつことを予定する制度。

- (4) 第二号に定める契約をなしかつ証券取引委員会の答申にしたがって財政経済大臣の命令によって承認された有価証券管理の専門組織。

第二〇条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第四条に定める協定は、従業員に属する金額が前条に列挙する種類のうちの一種のみまたは数種の機関に振込むこと、または、この機関の一種に振込まれる金額が種々の方法で使用できることを定めることができる。

② この協定は、数種の機関または数種の用途のうちでの選択を変更することができるという条件もまた定めることができる。

第二一条（一九六九年五月三一日デクレ第六九一五〇七号により改正）投資共同資金の持分によって、従業員および使用者に属する金額の全部または一部は、次の条件を満たす資金に対してのみ振込むことができる。

I ① 投資共同資金を管理する会社の株式の少なくとも二分の一は、本デクレ第九条第二号、第三号および第四号に列挙する組織の一種または数種に属さなければならない。

② 前項にもかかわらず、本デクレ第二章により企業と従業員との間に締結された協定の適用においては、この資金が、企業によって発行された有価証券もしくは可変資本投資会社の株式または証券のいずれかのうちの少なくとも一〇〇分の七五を限度として構成されている場合には、その資金は、企業自身によってであれ、協力条項をもつ定款によって規制されかつ従業員と企業との間で設立された会社によってであれ、これを管理することができる。ただし、前記一九五七年二月二十八日デクレ第三条の規定に違反するときは、このかぎりでない。

③ この資金が企業によって管理されている場合には、この企業は、自己に属する権利を行使し、かつ、前記一九五七年二月二十八日デクレおよびその実施のために発する命令の適用にもつぎ、投資共同資金管理会社に対する債権を保証しなければなら

い。

II 投資共同資金は、フランスの有価証券および短期または一覽払の現在の流動資産のみを含むことができる。

(a) 第二章に定める協定が次のことを定めている場合には、この資金はそれを含めることができる。ただし、前記一九五七年一月二八日デクレ第六条の規定に違反するときは、このかぎりでない。

手持証券が一〇〇分の五〇を限度としてフランスの証券で構成されている可変資本投資会社の株式、企業が発行する有価証券、企業が商事会社法第三五四条に定める子会社であるフランスの会社、この子会社のフランスの他の子会社および当該企業自身のフランスの子会社によって発行される有価証券については、無制限。

各会社について、一定限度で、可変資本投資会社以外の投資会社の株式。

手持証券が少なくとも一〇〇分の五〇を限度としてフランスの証券により構成されるときは、その有する資金の最少限一〇〇分の一〇。

一〇〇分の五〇未満の場合においては、その有する資金の最大限一〇〇分の五。

(b) 第二章に定める協定が資金の全収益をそれを生み出す金額と同じく義務的に再投資することを定めるときは、共同資金は、持分権者にこの収益を毎年配分することを免除する。ただし、前記一九五七年一月二八日デクレ第七条の規定に違反するときは、このかぎりでない。

III ① 資金の規則には、監査委員会の制度について定めなければならない。この監査委員会は、選挙、関係企業委員会または労働法典第一卷第二章第三一 f 条に定める当該活動部門におけるもつとも代表的な組織に加盟する労働組合によって選任される当該資金に参加する労働者の代表者をもって構成しなければならない。この監査委員会は、その構成員の最大限二分の一を限度として、企業の代表者を加えることができ、またはこの資金がいくつかの企業において設定される参加準備金にもとづく金額が取

得する証券と関係しているときには、その企業の代表者をも加えることができる。

② 監査委員会の意見は、管理会社により、またはこの資金の規定によって定められている場合においては企業によって、これを聴取する。監査委員会は、資金の運用および過年度中に得られた成果に関する報告書の検討のため、毎年かならず開催しなければならぬ。監査委員会は、投資共同資金に含まれる証券に属する議決権を行使し、かつ、その行使のために、一人または数人の受任者を選任しなければならない。投資共同資金の規則の改正は、いかなる条項であると問わず、協定なくしては決定することができない。

③ 前二項の規定は、協力条項をもつ定款によって規制される会社によって管理され、かつ、企業の従業員の間で設定する投資共同資金にはこれを適用しない。

第一条 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第一条に定める場合においては、預託口座に記入された金額には、参加が属すべき営業年度の終了後四カ月を経過した後の第一日から利息を付す。

第二条（商事会社に関する一九六七年三月二三日デクレ第六七―二三六号第二〇六条第二項）「前項の規定にかかわらず、企業成長の成果に対する従業員の参加のために、自己株式を付与する会社およびその制度にもとつき直接または間接にその払込を受ける可変資本投資会社は、この目的のために一〇フランを下ることのできない券面額の小割株式を創設することができる。」

第三条 本デクレ第二八条に定める規定にかかわらず、同第一六条に列挙する事由以外の事由により企業を退職した従業員が企業によって指示された最終の宛先に申し出ることができない場合には、この者が取得することのできる金額および権利は、場合によって、前記一九六七年八月一七日オールドナンス第六条または同第一条に定める期間満了の日から一年内は、企業が自由に利用できる。この期間が経過すると、この金額は、関係当事者が一定の期間までに請求できる供託金庫にこれを預託しなければならぬ。関係当事者が死亡した場合には、本デクレ第一六条の規定によって、ただちに流通可能または期限到来となるこの権

利の清算の請求は、相続人の権利に属する。

第五條 ① 一定の營業年度の成果に対する参加の金額は、前記一九六七年八月一七日オールドナンス第二条に定める特別準備金によって決まる。

② 特別準備金は、前記オールドナンス第四条に定める用途の一種に対応する資金の利用に応じて減少する。企業の株式の交付の場合においては、この株式の価額は特別準備金に繰り入れる。この価額は、法定仲買人の公定相場で上場された株式に関しては、交付の日に先立つ二〇回の証券取引所の立合いの相場価格の平均により、または、他の証券のときには、同じ日の取引推定価格によって評価しなければならない、相場価格の平均は、証券取引所の各立合いにつき、株式が定期取引を認められているときには、最初の定期相場価格を採ることにより、また、定期取引が認められていない場合には、現金取引をなすことにより、これを決める。

第一六條 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第六條の適用によって、従業員の利益のために設けられた権利が同第六條または第一一條に定める期間満了前に流通が可能となりまたは期限が到来する場合は、次のとおりである。

関係当事者の婚姻。

解雇。

退職。

社会保障法典第三一〇條に定める第二種または第三種の分類に相当する受益者またはその配偶者の廃疾。
受益者またはその配偶者の死亡。

第二章 企業とその従業員間で締結する協定

第一七条 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第四条に定める参加協定が企業委員会において締結される場合には、この協定は、企業主と多数決によって決定する従業員代表との間で締結する。この協定は、これが締結された会議の議事録によって証明する。

第一八条 協定が締結された場合には、前記一九六七年八月一七日オールドナンス第四条および第五条に定める協定は、県の労働局長に対して使用者がこれを届出なければならない。

第一九条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第四条および第五条に定める協定は、これを締結した場所を管轄する第一審裁判所の書記局へこれを付託しなければならない。この付託は、もつとも誠実な当事者の注意をもって、かつ、共同の費用でなさなければならない。

② 協定を認可しまたは不認可とする担当大臣の決定は、県の労働局長によって関係企業にこれを通告する。この決定は、協定に添付するために、同じくかつ同一の条件で第一審裁判所の書記局へ付託すべき対象である。

第二〇条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第五条に定める協定を審査するために、所得物価調査センターは、次の者によって構成する。

所得物価調査センター所長。

所得物価調査センター所員。

使用者代表二人。

従業員代表二人。

② 使用者および従業員の代表は、命令をもってこれを指名する。

第二条 主税局長、財務局長、労働雇用局長もしくは工業政策局長またはその代理人は、センターの討議に参加し諮問的意見を述べることができる。このセンターは、前記一九六七年八月一七日オールドナンス第一六条によって課された任務を遂行するために、命令によって指名された政府委員が書面または口頭の意見を提出することのできる前記協定を調査した後、センターに提出すべき主任調査官および特別調査官によって、これを補佐する。

第三条 本デクレ第一八条および第一九条に定める規定は、有効な現在の協定に挿入された追加条項があるときはそれに関して、同じく期間満了した協定の更新の場合にもこれを適用する。

第三条 ① 企業委員会において締結した協定の解除は、それを行なった会議の議事録によってこれを証明する。

② 協定を解除した当事者は、県の労働局長に対して配達証明付書留郵便をもって、この決定をただちに通告しなければならない。

第三章 従業員に対する情報開示

第四条 従業員は、企業と締結した協定に定めるあらゆる手段により、この定めがないときは、前記一九四六年四月一六日法律第一三条の適用によって組合が公示用に確保している場所における掲示の方法により、企業成長の成果に参加する権利を行使するために採る方式について情報の開示を受ける。

第五条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第一条に定める場合において、かつ、従業員と企業との間の協定が従業員に対する情報開示について規定を設けていない場合においては、使用者は、各営業年度終了直後から六カ月内に報告書を次の

企業利益に対する従業員「参加」の法的構成(一)

者に対して提出しなければならない。

企業委員会。

企業委員会を創設する修正された前記一九四五年二月二日オールドナンドス第一五条の二に定める条件に類似する条件で、企業委員によって設置された専門委員会。

企業委員会が存しないときには、従業員代表の地位を定める前記一九四六年四月一六日法律によって定める従業員代表。

② 前項の報告書には、とくに、次の事項を記載しなければならない。

当該営業年度の労働者参加特別準備金の額の算定の基礎となる諸項目。

この準備金に計上された金額の管理および運用に関する正確な項目。

③ 企業委員会が前項の報告書の調査のために会議の招集を請求された場合においては、このように調査された問題は、別の会議の目的とし、または、議事日程に特別に掲げなければならない。企業委員会は、前記一九四五年二月二日オールドナンス第三条に定める会計の専門家によって、これを補佐することができる。

第二六条 従業員間のすべての配分は、各受益者に対して、次の事項を記入したカードの交付によって行なう。

当該営業年度の参加特別準備金の総額。

関係当事者に付与する権利の総額。

この権利の管理を委託された機関がある場合には、その機関。

この権利が流通できる日または期限の到来する日。

この期間満了前にこの権利を例外的に清算または移転することができる場合。

第二七条 ① 労働者参加特別準備金に対する債権者たる資格を有する従業員が、本デクレ第一六条に列挙する場合のうちの一つ

に該当することなく企業を退職する場合、またはその場合のうちの一つに該当するときには、企業が権利者である従業員の権利の全部を企業から離れる日に清算する以前に、使用者は、次のことをしなければならない。

この権利の種類および総額ならびにこれが流通できる日または期限の到来する日を記載する証明書をこの者に交付すること。

この権利に属する利息、配当および通知がある場合には、その利息、配当および通知、ならびに、この権利が期間満了になった場合には、その証券または金額を送付すべき宛先をこの者に明確に知らせること。

② 前項の宛先を変更した場合には、有効期間内に企業に通知する義務は受益者に属する。

第四章 雑 則

第二八条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第一条に定める証明書は、企業の請求にもとづいて税務調査官がこれを作成する。この請求は、財政経済大臣が定める様式にしたがい、企業が記入した付属一覧表を添付しなければならない。

② 証明書は、この請求がなされた月に続く三カ月内に、または当該営業年度に属する成果の納税申告がこの請求の提出後に出されるときには、この申告の付託の月に続く三カ月内に、企業に交付しなければならない。

③ 証明書のいかなる請求も営業年度終了後七カ月内になされない場合には、労働監督官は、この証明書取得について企業に代位することができる。

④ 前二項に定める条件にしたがって交付された証明書の送付後になされた純利益の基礎のいかなる変更にも、訂正された証明書の作成を必要とする。

第二九条 ① 営業年度の成果の申告が行政官庁によりまたは租税担当判事によって更正される場合には、当該営業年度の利益に

対する従業員の参加の総額は、更正を考慮して、新たな算定の対象になる。

- ② 参加特別準備金の総額は、したがって、行政官庁または租税担当判事によってなされた更正が確定的になる間の営業年度中にこれを修正する。この額には、更正がなされた月に続く当該営業年度の四カ月目の最初の日から生ずる利息があるときは、これを加えることができる。

第三〇条 ① 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第八条に定める免税された引当金の設定は、租税法典第三九条(一項五号)に定める形式の条件を遵守しなければならない。

- ② 租税法典第五四条に定める引当金の明細書は、その作成のために、次の書類を作成してこれを補充しなければならない。

(a) 参加特別準備金勘定および投資引当金勘定に計上する額の算定方法を明確に示す明細書。

(b) 引当金設定の次営業年度におけるその使用項目を示す明細書。

第三一条 ① 会社は、新たな賦払金の支払を免れるために、会社が当該営業年度につき最終的に債務を負っている拠出金を評価するに当って、前記一九六七年八月一七日オールドナンス第七条および第八条の規定の適用ある最初の営業年度に属する利益から控除することが許されている額を考慮することができない。ただし、租税法典付則Ⅲ第三六三条の規定に違反する場合については、このかぎりではない。

② 国庫の会計官に提出すべき申告の不正確さが前項の禁止規定の不遵守から生ずるときは、租税法典第一七六二条に定める一〇パーセントの追加徴収は、一定の支払期間に振込まれない額に対してこれを適用する。

第三一条の二 (一九六九年五月三一日デクレ第六九一五〇七条により追加) I 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第六七

―一九九三号の適用にもとづく計算につき、従業員に付与される有価証券の収益に属する租税資産および租税債権は、租税法典付則Ⅱの 08 quaterdecis 03 条の規定にしたがって、租税資産と区別される証明書の交付を必要とする。

II 一九六八年一月二七日法律第六八一―一七二号第六二条IVの規定にしたがって、この収益が免税される場合には、租税資産の証明書は、証券の保管の責任を負う機関の名においてこれを作成し、かつ、この証明書にいう租税資産および租税債権の還付は、この機関が請求する。

III ① 租税資産の証明書を添付した還付請求は、これを作成した機関の所在地の（直接税） 税務部長に対してこれをなす。

② 還付は、その額に関する収益と同じ方法にて、これに相当する額を自己のために使用する者の負担によって、この機関の利益のために行なう。

第三二条 前記一九六七年八月一七日オールドナンス第一二条第三項および第一三条に定める裁判所は、前記一九五八年一月二二日デクレ第一条に定める条件にしたがって大審裁判所および小審裁判所とする。

第三三条 協同信用中央金庫は、前記一九六六年六月三日デクレ第四条に列挙する組織にこれを加える。この中央金庫は、当該条文に掲げるリスト中の相互農業信用全国金庫および地方金庫の後に挿入する。